

意見提出者	団体
1. 項目	電子帳簿保存法のガイドライン作成
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>電子帳簿保存法に記述されている電子化のための技術的要件がわかりにくい ため、以下の点で導入を難しくしていると思います。</p> <p>①国税関係帳簿書類電子化の要件を整理したガイドラインが存在しないため、各記述について幅広い解釈ができます（そのため、正しく対応しようとする企業にとっては法解釈に時間を要し、かつ的確な対応を行い難い状況にあります。）。</p> <p><例> 法律施行規則第三条5項二のロ上の一文”～特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名～”の記述について、国の指定機関による調査を必要としない特定認証業務レベルでよいとも解釈できますが、取引の厳正化を考慮すると認定認証業務レベルが必要なのではないかと考えます。</p> <p>②中小企業が電子化に取り組む場合、民間ASPサービスやパッケージソフトの利活用が有効と考えますが、利用するASPサービスやパッケージソフトが法律の要件を満たしているかどうか（および信頼できるものかどうか）をユーザー側で判別することができません。</p> <p>③企業が電子契約を行う場合、電子帳簿保存法面から意識すべき各種要件（技術的要件、手続的要件）がわかりにくいと思います。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」</p> <p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①同法律を満たす要件を取り纏めたガイドラインを国税庁が作成し公開する必要があると考えます。</p> <p>②e文書法関連の民間ASPサービス/パッケージソフトに対する認定制度など、各ASPサービス/パッケージソフトがどの法律に準拠しているか審査、公表する仕組みが必要ではないかと考えます。</p> <p>③電子契約に特化したガイドラインを作成し公開する必要があると考えます。</p>